



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1417	平成25年度自衛官募集	(市町村課).....	1
1418	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課).....	2
1419	生活保護法による介護機関の指定	(福祉保健総務課).....	5
1420	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(長寿社会課).....	5
1421	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( ).....	5
1422	指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課).....	6
1423	〃	( ).....	6
1424	木材業者等の登録の変更	(林業振興課).....	6
1425	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	7

### ○ 収用委員会告示

28	土地収用法による裁決手続開始の決定	.....	8
29	〃	.....	8

## 告 示

### 和歌山県告示第1417号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の平成25年度募集について、次のとおり告示する。

平成25年11月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 募集種目及び採用時期

##### (1) 募集種目

自衛官候補生

##### (2) 採用時期

平成26年3月下旬から4月上旬まで

#### 2 試験期日、試験場及び試験種目

3・4月要員(男子)

試験期日	試験場	試験種目
平成25年12月8日(日)	和歌山県民文化会館 (和歌山市小松原通一丁目1番地)	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査

#### 3 受付期間

試験期日の前日まで

## 4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者であって、次のいずれにも該当しない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5 志願手続

## (1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名称	所在地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0061 田辺市上の山一丁目15-25-301	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

## (2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を(1)の機関へ提出又は郵送すること。

## (3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した(1)の機関に連絡すること。

## 6 採用予定者への通知

- (1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。
- (2) 不合格者には通知しない。
- (3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

## 7 その他

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。
- (2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。  
なお、併せて薬物検査を実施する。

## 和歌山県告示第1418号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可

の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名  
 住所 和歌山県岩出市根来字洞尾1712-1  
 氏名 西松建設株式会社西日本支社関西支店  
 根来西トンネル出張所 所長 西田浩輔
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称  
 所在地 和歌山県岩出市根来字根来2347-128  
 名称 西松建設株式会社西日本支社関西支店根来西トンネル出張所
- (3) 特定施設に関する事項  
 別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
 別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量  
 別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間  
 平成25年11月26日から同年12月17日まで
- (2) 場所  
 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市役所

別表1

種 類	第55号生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	
基 数	1	
能 力	15m <sup>3</sup> /時間	
工事着手予定年月日	許可後	
工事完成予定年月日	着手後10日	
使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔	終日	
1日当たりの使用時間	24時間	
使用の季節的変動	なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 の値及び最大の値	通 常	最 大
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	11	12
生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）	2	5
化学的酸素要求量（COD）（mg/L）	2	5
浮遊物質（SS）（mg/L）	2000	5000
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（n-Hex）（mg/L）	2	5
窒素含有量（T-N）（mg/L）	2	3

磷含有量 (T-P)	(mg/L)	2	2.5
大腸菌群数	(個/cm <sup>3</sup> )	500	<1000
六価クロム化合物	(mg/L)	<0.02	<0.02
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	(m <sup>3</sup> /日)	20	38.2

別表2

種類及び型式	濁水処理設備			
構造	鋼製			
主要寸法	W2.3m×L6.2m×H2.3m			
能力	30m <sup>3</sup> /日			
汚水等の処理方式	機械式凝集沈殿中和処理装置			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	着手後10日			
使用開始予定年月日	完成後			
使用時間間隔	連続			
1日当たりの使用時間	24時間			
使用の季節的変動	なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	通常		最大	
	処理前	処理後	処理前	処理後
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	11	6.5-8.5	12	6.5-8.5
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	2	2	5	5
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	2	2	5	5
浮遊物質 (SS) (mg/L)	200	20	500	25
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	2	2	5	5
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	2	2	3	3
磷含有量 (T-P) (mg/L)	2	2	2.5	2.5
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	500	500	<1000	<1000
六価クロム化合物 (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量 (m <sup>3</sup> /日)	380	380	758.2	758.2

別表3

		排水口1		雨水排水口	
		通常	最大	通常	最大
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)		360	720	雨水	雨水
排出水の汚染状態	水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	6.5-8.5	6.5-8.5	—	—
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	2	5	—	—
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	2	5	—	—
	浮遊物質 (SS) (mg/L)	20	25	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	2	5	—	—
	窒素含有量 (T-N) (mg/L)	2	3	—	—
	磷含有量 (T-P) (mg/L)	2	2.5	—	—
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	500	<1000	—	—
六価クロム化合物 (mg/L)	<0.02	<0.02	—	—	

## 和歌山県告示第1419号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
一般社団法人和歌山県接骨師会	和歌山市太田143-4	和柔整・天神山整骨院	有田郡湯浅町別所59-24	居宅介護支援事業	平成25.10.30
大堀真人	御坊市藪156-4	大堀薬局	御坊市藪156-4	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成25.11.1
有限会社ワールド・ソフト	岩出市北大池186-18	ハウスヘルパーCREAM	岩出市北大池186-14	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.11.1
株式会社結ゆい	海南市藤白142-5	ケアプラス結	岩出市中島665-4	居宅介護支援事業	平成25.11.1

## 和歌山県告示第1420号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成25年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071700599	株式会社大東アルミ	ガーデン紀の川	紀の川市畑野上121番地1	居宅介護支援	平成25.10.1	平成31.9.30
3072000544	株式会社やまばと	やまばケアプランセンター	御坊市藪652-2	居宅介護支援	平成25.10.1	平成31.9.30
3071800431	株式会社結ゆい	ケアプラス結	岩出市中島665-4	居宅介護支援	平成25.11.1	平成31.10.31
3062290063	有限会社紀南リハビリ研究所	訪問看護ステーションふるさと	田辺市高雄三丁目19番11号	居宅介護支援	平成25.11.1	平成31.10.31

## 和歌山県告示第1421号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成25年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日

30717006 23	株式会社あお空	デイサービスセンターかつき	紀の川市桃山町調月76 9-98	通所介護・介護 予防通所介護	平成 25.10.1	平成 31.9.30
30725008 57	株式会社アシストエ イト	民家型デイサービス 太陽	東牟婁郡那智勝浦町八 尺鏡野657番1	通所介護・介護 予防通所介護	平成 25.10.1	平成 31.9.30
30718004 23	株式会社青藍	デイサービスなない ろ	岩出市川尻172番地の1	通所介護・介護 予防通所介護	平成 25.11.1	平成 31.10.31
30710010 14	みとうメディカル株 式会社	デイサービスみとう の里	橋本市隈田町下兵庫宇 山ノ谷1047番1・2	通所介護・介護 予防通所介護	平成 25.11.1	平成 31.10.31
30710010 22	株式会社楽園	デイサービスセンタ ーライフ・パル	橋本市胡麻生467番	通所介護・介護 予防通所介護	平成 25.11.1	平成 31.10.31
30720005 51	有限会社ハタ	住まいるサポート	御坊市菌535番地	福祉用具貸与 ・特定福祉用 具販売・介護 予防福祉用具 貸与・特定介 護予防福祉用 具販売	平成 25.11.1	平成 31.10.31

## 和歌山県告示第1422号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成25年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
有限会社ウエム ラ薬局	田辺市東陽34番3号	医療機関の所 在地	田辺市湊491	田辺市東陽34番3号	平成 25.11.5

## 和歌山県告示第1423号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成25年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
有限会社ウエム ラ薬局	田辺市東陽34番3号	医療機関の所 在地	田辺市湊491	田辺市東陽34番3号	平成 25.11.5

## 和歌山県告示第1424号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成25年11月26日

登録者の 氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更 年月日
有限会社西林商店	代表者の氏名	代表取締役 西林俊典	代表取締役 西林俊幸	平成 25.10.25

## 和歌山県告示第1425号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年11月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

西谷（5-389-1-006-1）、西谷（5-389-1-006-2）、東岩代川右支溪（5-389-2-012-1）、東岩代川右支溪（5-389-2-012-2）、汐ヶ谷（5-389-2-013-1）、汐ヶ谷（5-389-2-013-2）、東岩代川右支溪（5-389-3-001-1）、東岩代川右支溪（5-389-3-001-2）、東岩代川右支溪（5-389-3-001-3）、東岩代川左支溪（5-389-3-002-1）、東岩代川左支溪（5-389-3-002-2）、稲谷（5-389-3-003-1）、稲谷（5-389-3-003-2）、稲谷（5-389-3-003-3）、西岩代川右支溪（5-389-1-001）、西岩代川左支溪（5-389-1-002）、西岩代川左支溪（5-389-1-003）、東岩代川右支溪（5-389-1-004）、東谷（5-389-1-005）、西岩代1（5-389-2-001）、西岩代2（5-389-2-002）、西岩代川右支溪（5-389-2-003）、西岩代川右支溪（5-389-2-004）、越谷（5-389-2-005）、西岩代川右支溪（5-389-2-006）、羽柿谷（5-389-2-007）、西岩代川左支溪（5-389-2-009）、池ノ谷（5-389-2-010）、西岩代川左支溪（5-389-2-011）、尾葉奈（Ⅰ-1317）、西中村（Ⅰ-1319）、西岩代戸仲（Ⅰ-4078）、西岩代西中村（Ⅰ-4079）、西岩代戸仲1（Ⅱ-4941）、西岩代戸仲2（Ⅱ-4943）、戸仲（Ⅱ-4950）、西岩代1（Ⅱ-4951）、西岩代2（Ⅱ-4952）、西岩代3（Ⅱ-4953）、西岩代4（Ⅱ-4954）、向山（Ⅱ-4955）、羽柿谷（Ⅱ-4956）、西岩代向山1（Ⅱ-4958）、西岩代向山2（Ⅱ-4962）、西岩代戸仲8（Ⅲ-2726）、西岩代戸仲9（Ⅲ-2727）、西岩代戸仲3（Ⅲ-2728）、西岩代戸仲4（Ⅲ-2730）、西岩代戸仲6（Ⅲ-2732）、西岩代戸仲7（Ⅲ-2734）、西岩代6（Ⅰ-50103）、西岩代10（Ⅰ-50104）、西岩代12（Ⅰ-50105）、西岩代20（Ⅰ-50106）、西岩代5（Ⅱ-4963）、西岩代11（Ⅱ-50174）、西岩代13（Ⅱ-50176）、西岩代14（Ⅱ-50177）、西岩代15（Ⅱ-50178）、西岩代16（Ⅱ-50179）、西岩代17（Ⅱ-50180）、西岩代18（Ⅱ-50181）、西岩代19（Ⅱ-50182）、西岩代22（Ⅱ-50185）、西岩代23（Ⅱ-50186）、西岩代24（Ⅱ-50187）、西岩代25（Ⅱ-50188）、西岩代28（Ⅱ-50191）、西岩代戸仲5（Ⅲ-2731）

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

西岩代9 (Ⅱ-50172)、西岩代26 (Ⅱ-50189)、西岩代27 (Ⅱ-50190)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第28号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、平成25年11月14日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年11月26日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 県道粉河加太線改築工事 (和歌山県和歌山市直川字野田地内から同市直川字舟渡田地内まで)、これに伴う農業用水路及び農業用道路付替工事並びに市道改築工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 (次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所 在 地 番	地 目	地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類		
		登記簿	現 況								登記簿	実 測
和歌山県 和歌山市 直川字乙 貝	549番1	田	田	1,023	1,097.77	130.80	5.71	堂村美代子	和歌山県和歌山市直川1048番地	—	—	—
和歌山県 和歌山市 直川字舟 渡田	401番1	田	田	270	312.41	117.42	4.27	—	—	—	—	—

和歌山県収用委員会告示第29号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、平成25年11月14日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年11月26日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 県道粉河加太線改築工事 (和歌山県和歌山市直川字野田地内から同市直川字舟渡田地内まで)、これに伴う農業用水路及び農業用道路付替工事並びに市道改築工事



3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地								土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県 和歌山市 直川字舟 渡田	402番	田	田	1,117	1,150.72	186.20	6.53	堂村東比古	和歌山県和歌山市直川1048番地	財務省	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	抵当権 受付年月日 平成6年5月16日 受付番号 第17129号